

子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症対策等について

1 保育関連施設の対応

(1) 認可保育所等

ア 園運営等

- ・令和3年2月27日までを「家庭保育の協力要請」期間とし、家庭で保育が可能な家庭には登園を自粛してもらい、感染の拡大防止に努めている。
- ・通常保育で形成される集団（クラス等）以上に集団が大きくならないことを前提に保育を行い、行事等の中止や規模の縮小を行っている。
- ・区立保育園内において実施しているリフレッシュ一時保育事業、子育てステーション事業は休止し、子育てひろば水道（保育園型）は電話相談のみ実施している。

イ 基本保育料の還付（返金）等

- ・「家庭保育の協力要請」における自主休園及び臨時休園期間中の基本保育料は、欠席日数等に応じて日割りで還付する。
- ・認証保育所が、園の判断で保護者に保育料の返還を行う場合、都の補助を活用し、保育事業者に補助を行う。

(2) 子育て関連施設等

ア 運用状況（令和3年1月21日現在）

対応	施設（事業）名	備考
①定員制限	子育てひろば ※水道を除く ぴよぴよひろば 地域子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none">・事前予約・R2.10.19から区外利用者の受入を順次再開（子育てひろば、ぴよぴよひろばは当日予約のみ）
②条件付き利用	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none">・確定した病名の診断があること
	ファミリー・サポート ・センター	<ul style="list-style-type: none">・原則、新規依頼の受付休止 (産前産後・ケガ等でサポートが必要な場合に限り応相談)
③時間短縮	キッズルーム (一時預かり)	<ul style="list-style-type: none">・緊急事態宣言中は、シビックの利用時間は原則19時まで（就労事由の利用の場合、21時30分まで応相談） <p>※定員制限はR3.1.4から解除</p>

イ 総合福祉センターにおける子育て短期支援事業（新型コロナウイルス感染症対応）

保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、自宅に残される子どもがいる場合、緊急ショートステイとして当該子どもの保護及び見守り対応を行う。

2 子育て世帯への支援

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業（都事業；追加分）

既に、児童扶養手当受給者を対象に、食料品等の生活必要品を掲載したカタログを送付済みであるが、新たに対象を拡大し、「令和2年8月から令和3年3月31日までの間に児童扶養手当受給者になった方」及び「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給決定者のうち、児童扶養手当を受給していない方」を追加し、カタログを発送する。

(2) ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」の再支給及び申請期限の延長

ひとり親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、基本給付の決定者に対し再支給を行った（令和2年12月24日支給）。この対応に合わせ、同給付金の申請期限を令和3年1月末まで延長するとともに、新たに基本給付が決定した者に対しても、再支給を行う。

(3) 子ども宅食プロジェクトを通じた支援（年末年始增量便）

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けての年越しにあたり、利用世帯の不安が緩和できるよう、12月定期配送にあわせて、季節性のある年末年始用の食品を追加購入し、增量便として配達した。

(4) ベビーシッター利用支援事業（保育所等の臨時休園等への対応）

令和3年3月31日まで期間を延長してベビーシッター利用支援事業を実施している。

令和3年1月18日現在のアカウント発行申請件数は25件である。

3 区民等への周知

上記1及び2の内容については、施設及び事業の状況に応じて、区ホームページへの掲載、対象者への個別通知等にて周知を行う。